

## 認定要件 に係る(イ)の基準の取扱い (主たる業種及び企業全体双方の売上高等の減少に係る要件))

以下の要件のいずれも満たすこと。

主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

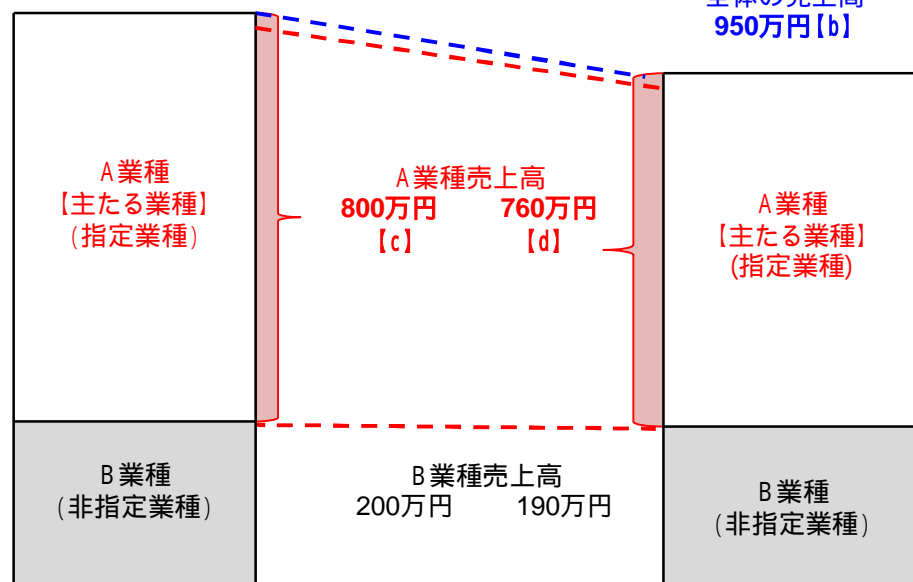
企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

主たる業種とは、原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種。平成24年11月1日以降の認定申請分については、主たる業種の判定は細分類ベースで行う。

下記ケースでは、及び のいずれの要件も満たすため認定の対象となる。

< 最近3か月の前年同期 >

全体の売上高  
1,000万円【a】



< 最近3か月 >

全体の売上高  
950万円【b】

主たる業種の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{主たる業種の売上高の減少額}}{\text{主たる業種の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{800\text{万円【c】} - 760\text{万円【d】}}{800\text{万円【c】}} = 5\%$$

全体の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{1,000\text{万円【a】} - 950\text{万円【b】}}{1,000\text{万円【a】}} = 5\%$$

## 認定要件 に係る(イ)の基準の取扱い

(指定業種の売上高等の減少が企業全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることに係る要件)

以下の要件のいずれも満たすこと。

指定業種の最近3か月売上高等が前年同期比で減少等していること。

企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること

企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

下記ケースでは、 から のいずれの要件も満たすため、認定の対象となる。

< 最近3か月の前年同期 >

全体の売上高  
1,000万円 [a]

A業種 (指定or非指定業種)
B業種 (指定or非指定業種)
C業種 (指定or非指定業種)
D業種 (指定業種)
E業種 (指定業種)

< 最近3か月 >

全体の売上高  
950万円 [b]

A業種 (指定or非指定業種)
B業種 (指定or非指定業種)
C業種 (指定or非指定業種)
D業種 (指定業種)
E業種 (指定業種)

D業種・E業種売上高  
300万円 [c]      250万円 [d]

指定業種の売上高の減少

$$300万円 [c] - 250万円 [d] = 50万円 の減少$$

指定業種の売上高の減少が全体に与える影響(5%以上)

$$\frac{\text{指定業種の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{50万円}{1,000万円 [a]} = 5\%$$

全体の売上高の減少率(5%以上)

$$\frac{\text{全体の売上高の減少額}}{\text{全体の最近3か月の前年同期の売上高}} = \frac{1,000万円 [a] - 950万円 [b]}{1,000万円 [a]} = 5\%$$

1: 上記のとおり、売上高が減少している指定業種(D業種・E業種)について、売上高を業種毎に算出せずに合算値とすることも可。

2: D業種及びE業種が指定業種であること、並びにD業種及びE業種の売上高及び企業全体の売上高の減少率等でもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者は、A業種、B業種及びC業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。4